

【定年延長にかかる留意事項】

1 対象者の選定について

一昨年度より段階的に定年が延長されたことにより規定が変わりました。

表彰規定 1 は「専門高校勤務経験が30年以上」及び「60歳以上」で「令和7年度末に退職予定」の方が対象となります。

- (1) 60歳以上で7年度末に退職（規定1）
退職後に再任用予定を含む
- (2) 60歳以上で定年退職したが、再任用中（規定1）
推薦調書記入例「任免」の欄に注意
- (3) 60歳で定年前の7年度末に退職予定（規定1）
- (4) 59歳以下で退職（規定2）
- (5) 60歳以上で定年退職したが、過年度に推薦漏れ（規定2）

※6年度末に退職された別紙「功労者表彰候補者」の方々が規定2に該当する可能性があります。確認のうえ該当する場合は退職時所属校で推薦調書の作成をお願いします。

2 役職名について

管理職の場合は、役職定年制を考慮し、候補者が希望する役職名を記入してください。

例：〇〇高等学校 前校長

3 その他の注意点

- (1) 専門高校勤務経験が30年以上であるが、専門科目担当ではない場合は該当しない。
- (2) 実習教諭であるが、2～3学科にまたがって勤務している場合は該当しない。
- (3) 一貫した産業教育従事者ではないと思われる場合は該当しない。
- (4) 記載事項が抽象的であったり「特になし」という記述の場合は「功績なし」とされるので、出来るだけ具体的に記述してください。
- (5) 定年前の退職者の場合は表彰規定2に該当する可能性があります。（概ね57歳以上）
- (6) 年数が30年に満たない。ただし、著しい功績がある場合は別途考慮されます。
- (7) 再任用された方は合算で30年を超えると表彰の対象となります。
- (8) 推薦調書は表裏印刷をしないで下さい。（2ページで提出願います）
- (9) 普通高校(会員校以外の学校)における職業科目担当の勤続年数も、算定可能です。
普通高校であっても設置学科名やコース名を明記すれば、勤続年数として通算可能。
例 〇〇高等学校（〇〇科 〇〇担当）

ごかしきん
御下賜金記念産業教育功労者表彰規程

公益財団法人産業教育振興中央会

産業教育功労者の表彰を受けられる資格は、次のいずれかに該当する者とする。

- 1 産業教育に関する学校に在職中(在職経験のある場合を含む。)の教職員のうち、産業教育に顕著な功労があり、退職時に、毎年度末現在で規定勤続年数満30年以上かつ年齢満60歳以上である者。

産業教育に関する学校とは、国・公・私立の専門高校(専門学科を置く高等学校を含む)等とし、勤続年数の算定は、産業教育に関する専門学科の教職経歴は、勤続年数の10分の10、普通科のみを置く高等学校の教職経歴または産業教育に直接関係のない一般行政の事務経歴は、勤続年数の10分の5とする。

なお、勤続年数が10分の5の場合、月数に端数が出るときは、月の15日以上は繰り上げ、15日未満は切り捨てるものとする。

- 2 「1」に該当する者以外の者で、産業教育の振興に特に顕著な功労のある者。

ごかしきん
御下賜金産業教育功労者表彰に関する細則

- 1 国・公・私立の専門高校等の教職員とは、校長、副校長、教頭、教諭、助教諭、実習助手、常勤講師等であること。
- 2 国・公・私立の専門高校、専門学科を置く高等学校の勤続年数は、これを通算すること。この場合、専門学科に関連する企業、研究機関等の勤続年数については、これを通算することができる。
- 3 専門高校等の専門教科「家庭」「情報」を担当していた者が、勤続年数の3分の1程度、普通高校で「家庭」「情報」を担当した場合の勤続年数の算定は10分の10とすることができる。
- 4 退職した者が再任した場合は、その前後の勤続年数はこれを通算すること。
- 5 休職については、その理由を具体的に記入し、その期間は勤続及び在職年数から除くこと。
- 6 非常勤講師歴については、経歴欄に記入すること。勤続年数は「0」と記入する。
(審査の際考慮することがある)
- 7 推薦上の留意事項
 - (1) 各都道府県産業教育振興会長は、教育委員会と協議の上、被推薦者を厳選して推薦すること。
 - (2) 推薦に当たっては、定められた様式に従い、推薦回答文書(様式1)に被推薦者一覧(様式2)と推薦調書(様式3)を添付するとともに、推薦調書の功績欄の記載内容は具体的かつ正確に記述すること。
 - (3) 表彰規程1の「顕著な功労のある者」とは、単なる永年勤続者ではなく、例えば、全国的、全県的な産業教育の振興充実に著しい業績があると認められる者及び産業教育の特定分野の実践活動に著しい功績を有すると認められる者とする。
 - (4) 表彰規程2の「1」に該当する者以外の者で、産業教育の振興に特に顕著な功労のある者とは、

ア. 勤続満30年には僅かに不足するが、表彰規程1と同様の功労があると認められる教職員。

イ. 表彰規程1と同様の功労があると認められる教職員で、すでに何らかの理由により退職している者。

ウ. 産業教育に係わる教育行政、企業、産業教育機関の設立者、管理者、民間篤志家等の産業教育振興充実に寄与したと認められる者とする。この場合には、功労の具体的な理由を記入した、推薦書と略歴書を提出すること。

8 被推薦者一覧作成上の留意事項

(1) 記載は推薦項目(表彰規程1、2)ごとに、国立、県立、市立、私立の別、農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉、総合学科(産業教育の科目を設定する高等学校)等の順とする。

(2) 「学校名」欄には、学校名の他にカッコ書きで、専門学科(農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉)、総合学科の区分を記載する。

9 推薦調書記載上の留意事項

(1) 任免の欄に勤務した学校を記載する場合には、

①普通科、専門学科(農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉)、総合学科の区分を明らかにすること。

②職名については正確に記載すること。

③統廃合、校名変更等は正確に記載すること。

(2) 功績については、正確かつできるかぎり詳細に記載すること。

次に掲げる事項については、在職時の担当、役職等を明記して、簡明かつ具体的に箇条書きで記載する。

・教育組織、教育システム、教育課程、教育方法等に関する貢献。

・生徒指導に関する貢献。

・専門教科における教育内容の改善向上等にかかわる調査、研究活動に関する貢献。(テーマ、発表年月、発表場所(研究会、雑誌名等)、当該研究調査の意義等。)

・校内管理運営上の貢献。

・校外における各種校長会、研究会、部会、県産業教育振興会等における活動状況や地域における公開講座、技術指導等に関する貢献。

推薦調書作成上の留意事項について

1 表彰規程1 退職時に30年以上かつ年齢満60歳以上で、顕著な功労のある者。

(1) 教育活動

下記の事項について、当時の担当、役職等を明記して、簡明かつ具体的に箇条書きで記入する。

- ・教育組織、教育システム、教育課程、教育方法等に関する貢献。
- ・生徒指導に関する貢献。
- ・その他。

(2) 研究活動

・専門教科における教育内容の改善向上等にかかわる調査、研究活動に関する貢献について、テーマ、発表年月、発表場所（研究会、雑誌名等）、当該研究調査の意義等を簡明かつ具体的に箇条書きで記入する。

(3) 校内管理運営

・校内管理運営上の貢献について、当時の担当、役職等を明記して、簡明かつ具体的に箇条書きで記入する。

(4) 校外活動

・校外における各種校長会、研究会、部会、県産業教育振興会等における活動状況や地域における公開講座、技術指導等を当時の担当、役職名を記入し、簡明かつ具体的に箇条書きで記入する。

2 表彰規程2 その他産業教育の振興に、特に顕著な功労のある者。

(1) 勤続年数が僅かに不足している者。

(2) すでに、何らかの理由により退職している者。

(3) 教職員に該当しない者（産業教育機関の設立者、管理者、民間篤志家、県産業教育振興会の役員等）この場合は、別に具体的に功績を記述した推薦書と略歴書をつける。